

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第12回会議付属資料(その4)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(商工観光関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	商工観光関係事業		専門部会名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会・観光分科会
区 分	項 目	調 整 方 針				
1 商工 労政	（１）企業誘致に関する助成	企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。 調整方針説明資料（Ｐ．１参照）				
	（２）中小企業振興資金融資制度	中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．４参照）				
	（３）中小企業火災特別資金融資制度	中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．５参照）				
	（４）中小企業退職金共済制度加入促進助成制度	中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．６参照）				
	（５）勤労者住宅建設資金融資制度	勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．７参照）				
	（６）勤労者教育資金融資制度	勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．８参照）				
	（７）商店街振興施策	商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（Ｐ．９～１１参照）				
	（８）ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町 まちづくり開発センター	ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（Ｐ．１２参照）				
2 観光	（１）観光イベント助成事業等	観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１３～１５参照）				
	（２）観光ＰＲ事業	観光ＰＲ事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（Ｐ．１６参照）				
	（３）温泉施設等維持管理	温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（Ｐ．１７参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	企業誘致に関する助成			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【名称】 西条市先端技術産業振興条例	【名称】 東予市工場立地促進条例	【名称】 丹原町工場誘致条例	【名称】 小松町工場誘致条例	地域によって実情が異なるため、助成内容等が異なる。	新市移行後速やかに新たな制度を創設する。		
【目的】 先端技術産業の工場等新設又は増設するものに対し、奨励措置を講ずることによって、先端技術産業の立地を促進し、もって本市産業構造の多角化と地域産業の振興及び市民福祉の向上を図る。	【目的】 市の区域内に工場を立地する者に対して奨励措置を講ずることにより工場立地を促進し、産業の振興と雇用の拡大を図る。	【目的】 工場を新設又は増設することを奨励し、もって産業の振興を図ることを目的とする。	【目的】 小松町に工場を新設又は増設するものに対し、奨励措置を講ずることによって産業の振興と町民福祉の向上に寄与することを目的とする。				
【内容】 先端技術産業（エレクトロニクス、メカエレクトロニクス、光通信、新素材、バイオテクノロジー及び精密機器）の工場等新設又は増設するものに対し奨励措置を講ずる。	【内容】 製造業、電気業、ガス業、道路貨物運送業等の工場等新設又は増設する者に対し奨励措置を講じる。	【内容】 工場を新設し、若しくは増設する者に対し必要に応じ用地の取得、労務の充足その他工場設置上必要な事項について援助あつせんその他の便宜を供与するものとする。	【内容】 ・工場の新設又は増設するものに対し、必要に応じ用地の取得、援助、斡旋又は便宜の供与をすること。（操業開始以前においても町長が認めるときは、これを行うことができる。） <奨励措置> ・奨励金を交付すること。 ・必要に応じ用地の取得、援助、斡旋又は便宜の供与をすること。（当措置に要した経費は、奨励金とみなす。）				
<対象> 新設：減価償却資産取得価格 1 億円以上 常時雇用従業員 30 名以上 増設：減価償却資産取得価格 5 千万円以上 常時雇用従業員 10 名以上	<対象> ・投下固定資産 5 億円（中小企業 5 千万円）以上 ・常時雇用従業員 30 人（中小企業 5 人）以上		<対象> 新設：固定資産の額 5,000 万円以上 常時使用従業員 20 人以上 増設：固定資産の額 5,000 万円以上 常時使用従業員 10 人以上				
<奨励金> 生産施設等の延べ床面積×2,500 円/㎡ (限度額：5 千万円)	<奨励金> ・工場等立地促進奨励金 課税標準額×2/100（限度額：3,000 万円） ・雇用促進奨励金 新規市内雇用者×30 万円(限度額：1,000 万円) 新規常時雇用従業員 20 人（中小企業 5 人）以上 ・環境保全施設等奨励金 施設設置費（環境保全施設、福利厚生施設、防災保安施設）または生産施設、試験研究施設の延べ床面積×2,500 円のいずれか低い額 (限度額：2,000 万円)	<奨励金> 工場を新設し、若しくは増設した部分に対し課せられる固定資産税額に割合を乗じて得た額に相当する額 初年度 10 分の 10 第 2 年度 10 分の 8 第 3 年度 10 分の 6	<奨励金> 操業開始後固定資産税が課せられることとなった年度から固定資産税額に割合を乗じて得た額 年度 新設 増設 初年度 100 分の 100 100 分の 50 第 2 年度 100 分の 80 100 分の 40 第 3 年度 100 分の 60				
<諮問機関> 西条市先端技術産業振興審議会 委員 若干名で組織し、市議会議員、学識経験者及び市職員から市長が委嘱又は任命。 任期 2 年 報酬 7,100 円/日	<諮問機関> 東予市工場立地促進委員会 委員 7 名以内（市議会議員、市職員、学識経験者の中から市長が委嘱または任命） 任期 3 年 報酬 7,200 円/日	<利子補給金> 用地取得資金（借入金）×2.5% (限度額：年 500 万円)					
【実績】 2 社（S60～） 奨励金額：106,498 千円	【実績】 8 社（S63～） 奨励金額：176,557 千円	【実績】 1 社（H 元～） みなし奨励金：道路整備	【実績】 3 社（H5～） 奨励金額：111,655 千円 みなし奨励金：水路改修、道路整備等				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	企業誘致に対する助成			専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	商 工 労 政 分 科 会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【名称】 西条市工場等移転促進要綱 【目的】 本市の都市づくりと地域環境の整備並びに産業の振興を図るため、市内の工場等を西ひうちへの移転及び新設等の促進を図る。 【内容】 ・低利融資 利率：長期プライムレートから定期預金利率と通知預金利率との差の3分の1の率を差し引いた率。 期 間：7年間（据置き 1年間） 限度額：建設費の30%以内 3億円 ・分譲価格の減額 移転（住居・商業地域）・・・10% "（上記以外）・・・・・・8% 新設・・・・・・5% 【諮問機関】 西条市工場等移転促進委員会 （助役、総務部長、建設部長、生活福祉部長、企画産業部長） 【実績】 H14年度 実績なし H15年度 " 【名称】 西条市工場誘致条例 【目的】 市内に工場を新設または増設するものに対し、奨励措置を講じることによって、産業の振興と市民福祉の向上を図る。 【内容】 ・固定資産税の減免 ・奨励金の交付 【実績】 昭和45年4月以降、諸般の事情により同条例に基づく奨励措置は、適用を留保している。（条例廃止を前提）							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係				
事 務 事 業 名	中小企業振興資金融資制度			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会		
調 整 方 針	中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。								
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容			
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町					
【名称】 西条市中小企業振興資金融資 【目的】 中小企業の資金の円滑化を図り、その育成振興に資することを目的とする。 【制度の概要】 ・市(町)は、予算で定める金額を融資基金として保証協会に無利子で預託し、保証協会は当該預託金を金融機関に預け入れる。金融機関は、当該預け入れと債務保証により預託金の 10 倍に相当する融資枠を設定して運用する。 ・融資の対象：市(町)内において 1 年以上事業を営んでいる個人又は法人の中小企業者及び中小企業協同組合法に基づく協同組合等で、市税を完納している者 ・資金の使途：運転資金、設備資金 ・融資限度額：500 万円 ・融資期間：5 ヶ年以内 ・融資利率：国民生活金融公庫基準金利から 1.3% を減じた利率 ・返済方法：期限内の各月元金均等分割払い。3 ヶ月以内の据置期間を置くことができる。 【実績】 ・預託金額：2 億 5,000 万円 ・融資枠：25 億円 ・14 年度融資実績：125 件 482,000,000 円 ・14 年度末融資残高：609 件 1,513,465,000 円 【保証料助成制度】 ・交付実績 13 年度 117 件 9,023,000 円 14 年度 106 件 7,908,124 円		【名称】 東予市中小企業振興資金融資 【目的】 同 左 【制度の概要】 同 左 ・融資の対象：同 左 ・資金の使途：同 左 ・融資限度額：同 左 ・融資期間：同 左 ・融資利率：国民生活金融公庫基準金利から 0.5% を減じた利率 ・返済方法：同 左 【実績】 ・預託金額：1 億円 ・融資枠：10 億円 ・14 年度融資実績：97 件 409,900,000 円 ・14 年度末融資残高：251 件 694,349,000 円 【保証料助成制度】 ・交付実績 13 年度 4 件 166,145 円 14 年度 24 件 1,714,357 円		【名称】 丹原町中小企業振興資金融資 【目的】 同 左 【制度の概要】 同 左 ・融資の対象：同 左 ・資金の使途：同 左 ・融資限度額：同 左 ・融資期間：同 左 ・融資利率：国民生活金融公庫基準金利から 0.4% を減じた利率 ・返済方法：同 左 【実績】 ・預託金額：1,000 万円 ・融資枠：1 億円 ・14 年度融資実績：11 件 49,500,000 円 ・14 年度末融資残高：31 件 75,356,000 円 【保証料助成制度】 ・交付実績 13 年度 3 件 223,155 円 14 年度 3 件 255,662 円		【名称】 小松町中小企業振興資金融資 【目的】 同 左 【制度の概要】 同 左 ・融資の対象：町内に在住又は主たる事務所を有し、1 年以上中小企業を営んでいるもの。 ・融資の使途：同 左 ・融資限度額：運転資金 150 万円 設備資金 200 万円 （併用して融資を受ける場合 最高限度額：300 万円） ・融資期間：運転資金 2 ヶ年以内 設備資金 3 ヶ年以内 ・融資利率：町、協会、金融機関が協議の上決定 ・返済方法：期限内の各月元利均等払い。設備資金に限り 3 ヶ月以内の据置期間を置くことができる。 【実績】 なし 【保証料助成制度】 ・交付実績 近年なし		2 市 2 町の制度内容に差異がある。	合併時に調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	中小企業火災特別資金融資制度			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【名称】 中小企業火災特別資金融資 【目的】 西条市と市が指定する金融機関（伊予銀行）が協定して、火災により経営困難となった中小企業者に対し必要な資金の融通を行い、もって企業の再建を促進し経営の安定を図る。 【制度の概要】 ・市は、予算に定める金額を融資基金として金融機関に無利子で預託する。 ・預託金額 5,000 千円 ・預託期間 1 年 ・預託先 伊予銀行 ・融資枠 預託金額の4 倍の額 ・融資対象 ア 本市において1 年以上事業を営んでいる者で、火災後引き続き同一事業を営む再建意欲のある者。 イ 火災による被害を被った物件が店舗及び事業所である者。 ウ 火災保険による填補及び取引金融機関の融資を受けてもなお再建資金に不足が生じる者。 ・融資限度額 1,000 万円 ・融資期間 10 年 ・融資利率 伊予銀行短期プライムレート ・返済方法 各月元金均等分割払い。 ただし、1 年以内の据置期間をおくことができる。 【実績】 平成7 年度 1 件 融資金額 1,000 万円 平成8 年度以降、申請なし					西条市のみの制度である。	西条市の例を基本に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	中小企業退職金共済制度加入促進助成制度			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
		【名称】東予市中小企業退職金共済制度加入促進補助金 【目的】 中小企業従業員の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済法に定める掛け金の一部を補助することにより、退職金共済契約の促進を図り、もって従業員の福祉の向上と中小企業の振興に寄与する。 【制度の概要】 新規に中小企業者がその従業員について共済契約を締結した場合において、その共済契約が効果を生じた日の属する月から起算して12か月分の共済掛金を契約に定めるところにより納期限内に納付した中小企業者に対し、補助金を交付する。この補助金は、納付の対象となった従業員1人1ヶ月6,000円の掛金を限度として1年間掛金の100分の25以内の範囲内で助成する。 (1人当たり助成限度額：18,000円) 「中小企業者の条件」 ・共済契約が新規契約であること ・常時雇用する従業員が30人未満の事業所であること ・東予市において引き続き1年以上事業を営んでいること ・市税を完納していること			東予市のみの制度である。	東予市の例を基本に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	勤労者住宅建設資金融資制度		専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】西条市勤労者住宅建設資金融資制度 【目的】 勤労者が健康で文化的な生活を営むための住宅の建設に必要な資金を融資することにより、その建設の促進を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与する。 【制度の概要】 市（町）は、予算で定める金額を融資基金として四国労働金庫に預託し、労働金庫は預託金の4倍の融資枠を設定し運用する。 ・融資対象者 ・市(町)内に住所を有し、又は有しようとする勤労者であって、市（町）内で自ら居住する住宅を取得、増改築又は改修しようとする者 ・自ら居住するための住宅を新築する目的で500㎡以下の宅地を購入しようとする者。 ・市税を完納し、前年所得が1千万円未満の者 ・融資限度額 800万円 ・融資期間 貸付月の翌月から起算して25年以内 ・貸付利率 年 3.54％（固定） ・返済方法 毎月分割元利均等償還、半年賦償還併用 【預託金】 7,000万円（利率： 0.15％） 【融資枠】 2億8千万円 【実績】 融資累計 851,590,000 円：248 件（H14 年度末） 融資残高 163,428,962 円 （ ” ） 融資実績 13 年度 1 件 8,000 千円 14 年度 融資実績なし	【名称】東予市勤労者住宅建設資金融資制度 【目的】 同 左 【制度の概要】 同 左 ・融資限度額 800万円 ・融資期間 同 左 ・貸付利率 同 左 ・返済方法 毎月分割元利均等償還 【預託金】 3,000万円（利率： 0.15％） 【融資枠】 1億2千万円 【実績】 融資累計 279,500,000 円:106 件（H14 年度末） 融資残高 25,778,591 円 （ ” ） 融資実績 平成 13 年度 融資実績なし。 平成 14 年度 ”	【名称】丹原町勤労者住宅建設資金融資制度 【目的】 同 左 【制度の概要】 同 左 ・融資限度額 500万円 ・融資期間 同 左 ・貸付利率 同 左 ・返済方法 毎月分割元利均等償還 【預託金】 800万円（利率：0.00％） 【融資枠】 3,200万円 【実績】 融資累計 52,960,000 円：15 件（H14 年度末） 融資残高 23,111,094 円 （ ” ） 融資実績 平成 13 年度 1 件 5,000 千円 平成 14 年度 融資実績なし	【名称】小松町勤労者住宅建設資金融資制度 【目的】 同 左 【制度の概要】 同 左 ・融資限度額 500万円 ・融資期間 同 左 ・貸付利率 同 左 ・返済方法 西条市と同 【預託金】 700万円（利率：0.00％） 【融資枠】 2,800万円 【実績】 融資累計 33,500,000 円：10 件（H14 年度末） 融資残高 5,354,363 円 （ ” ） 融資実績 平成 13 年度 融資実績なし。 平成 14 年度 ”	2市2町に差異がある。	合併時に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	勤労者教育資金融資制度		専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	商 工 労 政 分 科 会
調 整 方 針	勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】西条市勤労者教育資金融資制度 【目的】 勤労者又は勤労者の家族の教育に必要な資金を融資することにより、教育の機会均等を図り、もって勤労者の福祉の増進と教育の発展に寄与する。 【制度の概要】 市は、予算で定める金額を融資基金として四国労働金庫に預託し、労働金庫は預託金の2倍の融資枠を設定し運用する。 ・融資対象者 ・市内に住所を有し、又は有しようとする勤労者。 ・満20歳以上満60才以下の者で、原則として同一事業所に1年以上勤務している者。 ・市税を完納し、前年所得が200万円以上1千万円未満の者 ・融資限度額 200万円 ・資金の使途：高校卒業後就学年数2年制以上の学校における教育に必要な資金。 ・融資期間 5年以内 ・貸付利率 市と労働金庫が協議し決める。 2.0% ・返済方法 毎月分割元利均等償還又は半年賦償還併用 【預託金】 7,000万円（無利子） 【融資枠】 1億4千万円 【実績】 融資累計 206,600,000円：121件（H14年度末） 融資残高 65,091,449円（"） 融資実績 13年度 8件 14,500千円 14年度 融資実績なし	【名称】東予市勤労者教育資金融資制度 【目的】 同 左 【制度の概要】 同 左 ・融資対象者 同 左 ・融資限度額 同 左 ・資金の使途 同 左 ・融資期間 同 左 ・貸付利率 同 左 ・返済方法 同 左 【預託金】 2,000万円（無利子） 【融資枠】 4千万円 【実績】 融資累計 46,000,000円：27件（H14年度末） 融資残高 15,583,909円（"） 融資実績 13年度 1件 2,000千円 14年度 融資実績なし	〔該当なし〕	〔該当なし〕	西条市と東予市のみの制度である。	西条市及び東予市の例を基本に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	商店街振興施策			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[商店街振興組合等] ・登道商店街振興会（ H7.10.23 西条登道商店街振興組合を解散し、H9.1.1 振興会として発足 ） ・西条栄町上組商店街振興組合 H13 商業活性化事業補助金（コーヒーフェア） 250,000 円 H14 商業活性化事業補助金（コーヒーフェア） 200,000 円 H14 商店街環境整備事業補助金（アーケード改修） 2,329,000 円 ・西条栄町商店街振興組合 H13 がんばる商店街支援事業補助金（電光掲示板） 770,000 円 ・西条中央商店街振興組合 ・西条紺屋町商店街振興組合 ・西条東町商店街振興組合 （再掲） 栄町上組商店街アーケード改修事業補助金 （国県補助を伴うもの） 【補助金の基準】 ・予算の範囲内 【実績】 平成 14 年度 2,329,000 円	[商店街振興組合等] ・駅前中央通り商店街 ・壬生川駅前商店街 ・大正通り商店街振興組合 ・新地通り商店街 ・三津屋本通り商店街振興会 ・上本河原通り商店街 ・三芳商店街 東予市商店街共同施設設置事業補助金（市単） 【補助金の基準】 ・街 路 灯 資産取得価格の 30%以内 ・アーケード 資産取得価格の 15%以内 ・その他の共同施設 資産取得価格の 10%以内 【実績】 平成 14 年度 1 件 1,134,000 円 ・新地通り商店街の街路灯新設 14 基に対して補助	[商店街振興組合等] ・丹原町商店連盟	[商店街振興組合等] ・小松駅前商店連盟	地域によって実情が異なり、助成の基準、金額等がまちまちである。	新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	商店街振興施策			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[西条商店街まちづくり協議会補助金] 【目的】 同協議会へ補助金を交付することにより市内商店街の活性化及び健全な育成を図る。 【構成】 所期の目的を達成するため、 ・大型店問題対策事業部会 ・活性化対策事業部会 ・福利厚生・渉外事業部会 を組織。 （役員）会長 1 名、副会長 1 名、顧問 2 名、 会計理事 1 名、監事 2 名 【補助金額】 13 年度 450,000 円 14 年度 450,000 円				[丹原町商店連盟補助金] 【目的】 商店街の振興発展のため、夜市、年末大売出し、街路灯保守整備の各事業を行う。 【構成】 会長 1 名・副会長 2 名・監事 2 名・役員 21 名・ 会員数 77 名 【補助金】 13 年度 1,090,000 円 14 年度 1,090,000 円			
				[丹原商店街振興対策協議会補助金] 【目的】 商店街の振興と活性化対策について、調査研究を実施し、商工業者自ら問題及び改善に向けた目的意識の高揚を図る。 【構成】 14 名（会長 1 名・副会長 1 名・委員 12 名） 【実施状況】 13 年度：大分県九重町・千歳村視察（商品券事業） 14 年度：商品券事業の問題点と有効活用について検討。 【補助金】 200,000 円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	商店街振興施策			専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名	商 工 労 政 分 科 会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[商店街コミュニティ施設建設用地] 【目的】 既存商店街に隣接する当該用地の有効活用を図り、駐車場、憩いの広場、会議室等を備えたコミュニティセンターを建設し、遊びと買い物为一体となつてできる安らぎの空間をつくり、消費者からも親しまれる魅力ある商店街づくりを推進し、商店街活性化の一助とする。 なお、当面は、土地の有効活用を図るため、かつ地元商店街からの要望の一つでもある駐車場として活用する。 （西条中央及び西条栄町商店街振興組合に使用許可） 【地積等】 大町 1707-1 宅地 1411.33 m² 大町 1707-20 宅地 30.14 m² 購入(H7.3)金額 283,430,479 円 【賃貸料】 H11.4～現在 2,160 千円 [登道第一駐車場] 【目的】 市街地の環境整備を行い、地域の振興と商店街の活性化を前提として、当面、来訪者、買い物客の利便等を図るため、駐車場的広場を確保し有効利用する。 【経過】 S57.12 栄町上組、登道、駅西大通り共栄会から、駐車場建設について陳情 S59. 3 駐車場予定地を買収 ・地 積：1,665.93 m² ・購入額：135,681,409 円 S59.10 栄町上組、登道振興会、駅西共栄会と賃貸借契約を締結、オープン。 S60. 3 公衆便所及び自転車置場完成 H11. 4 契約解除申し出により契約解除。 登道商店街振興会と土地賃貸借契約を締結し、今日に至る。 【賃貸料】 14 年度 1,344 千円							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センター		専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】ひうち会館 【設置目的】 平成5年8月、西ひうちの土地分譲代金の剰余金で、西ひうち立地企業の便益施設として建設。 【施設内容】 開 館 ： 平成5年9月1日 構 造 ： 鉄筋コンクリート造 4階建て 敷地面積 ： 7,970.07㎡ 延床面積 ： 2,210.91㎡ 工 事 費 ： 706,728千円 備品購入費： 81,895千円 各階内訳 ： 1階 レストラン、事務室、宿直室 2階 特別室、和室(39畳)、第1会議室、展示室(第2,3会議室) 3階 大研修室、第1,第2小研修室討議室 4階 宿泊室(定員40名洋室18、和室2) 【経過】 開館当初から、(有)レストひうち会館に業務委託を行ってきたが、収支均衡が図れず、抜本的な見直しの結果、財産上の扱いを行政財産から普通財産に移し、全館を減額貸付することとなった。 これを受けて、平成14年4月から、ひうち立地企業連絡協議会に年額60万円で減額貸付し、現在に至っている。	【名称】東予市産業学習館 【目的】 産業に関する知識と理解を深めるため、市民に学習の場を提供するとともに、地域産業の振興に寄与することを目的とする。 【施設】 ・所在地：東予市三津屋南2-54（JR壬生川駅隣） ・開館時間：10：00～17：00 ・休館日：毎週月曜日、月末日、祝日、年末年始 【施設の概要】 ・構造：鉄骨造2階建 ・敷地面積：1,799.33㎡ ・建築面積：512.28㎡ ・フロアガイド： 1F：展示コーナー、体験学習室、事務室 2F：テーマ展示室、産業学習室、視聴覚室 【人員配置】 嘱託員3名 【事業内容】 本市特産の手すき和紙を用いた「手すき和紙俳画教室」、手すき和紙ちぎり絵教室」、「和紙ぞうりづくり教室」などの各種教室の開催や、それら教室の「作品展」、また市内外の保育所、幼稚園、小中学校などによる施設見学、企業等の協力を得ての産業紹介展などを開催している。 【運営協議会】 産業学習館の適正かつ円滑な運営に資するため同協議会を設置している。 委員：10名（企業、婦人会、JC、市校長会など） 任期：2年 委員報酬：13,000円／人（年額） 【年間維持管理費】 予算額：11,076千円（14年度）		【名称】小松町まちづくり開発センター 【目的】 町民を中心としたまちづくり推進の拠点施設並びに町産品を活用した特産品開発を推進する施設 【施設】 所在地 小松町大字新屋敷甲2934番地1 開館時間 午前8：30～午後10：00 休館日 毎週火曜日 【施設の概要】 構造 A棟 鉄骨造平屋建て B棟 木造平屋建て 敷地面積 1281.06㎡ 建築面積 A棟 170㎡ B棟 200㎡ 【人員配置】 施設管理委託者 1人 【事業内容】 まちづくり推進並びに特産品開発推進のため、調査、集会、研修、開発、研究等の事業 【運営協議会】 まちづくり推進並びに開発センターの適正な管理と運営の円滑化を図るための協議会 委員：20名（助役、商工団体、利用団体など） 任期：2年 委員報酬：7,500円／人（回） 【年間維持管理費】 予算額：2,957千円（14年度）	現行のまま新市に引き継ぐ。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い		細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	観光イベント助成事業等		専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会
調 整 方 針	観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】 市民納涼花火大会 【内容】 天正13年戦死した人々の霊を慰めるため送り火として花火を打ち上げたのが始まりと伝えられる伝統ある花火大会 打上花火約2,000発 【主催】 西条市観光協会 【実施日】 8月17日 【実施場所】 西条市上喜多川（禰祥寺） 【補助金額】 平成13年度 300,000円 平成14年度 300,000円 【交付先】 西条市観光協会	【名称】 おかげん祭花火大会 【内容】 安芸厳島神社にならって行われている鷺森神社の神事に先立って催される花火大会 打上花火約1,400発 【主催】 東予市観光協会 【実施日】 旧暦6月17日 【実施場所】 壬生川内港周辺 【補助金額】 平成13年度 200,000円 平成14年度 200,000円 【交付先】 東予市観光協会			2市2町で取り組んでいるイベント内容に相違があり、調整を要する。 実施主体が各種団体となっており団体との調整が必要。 伝統と歴史があるイベントが多いことから調整に時間を要す。 補助金額に差異があり、調整を要する。 助成基準もまちまちであり、調整を要する。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
	【名称】 夏彩祭 【目的】 「明るく豊かな社会の実現」と「心に残るふるさとづくり」を二大テーマとし、市民総参加を目指した手作りのイベントで、市民連帯意識及び愛郷心の高揚を図る。 【主催】 夏彩祭実行委員会 【実施日】 毎年8月第2日曜日 【実施場所】 東予市運動公園 【内容】 ○昼の部（10：00～17：00） ・各種イベントの開催 ○夜の部（17：00～21：00） ・盆踊り、花火等のイベントの開催 【参加者数】 約20,000人 【補助金額】 平成13年度 2,500,000円 平成14年度 3,500,000円 （市制30周年記念事業のため増額） 【交付先】 夏彩祭実行委員会	【名称】 丹原七夕夏まつり 【目的】 “五感に訴えるふれあいとであいのまちづくり”をめざし、心のふれあう町民参加の夏まつりとして実施し、町内外の見物客を集め、地域間交流、あるいは、地域の活性化に資することを目的とする。 【主催】 丹原七夕夏まつり実行委員会 【実施日】 8月5日～7日 【実施場所】 丹原商店街通り 【内容】 七夕飾りをして、踊り等のイベントが行われる。 【参加者数】 約20,000人 【補助金額】 平成13年度 2,500,000円 平成14年度 2,700,000円 【交付先】 丹原七夕夏まつり実行委員会	【名称】 小松町ふるさと祭り 【目的】 町民及び各種団体との融和を図り、活力ある小松町をめざす。 【主催】 小松町ふるさと祭り実行委員会 【実施日】 毎年8月の第1土・日曜日 【実施場所】 小松駅前通り（予定） 【内容】 カラオケ大会、ビアガーデン、ウナギのつかみ取り、即売会とバザー、宝投げ、小松町音頭踊り、清涼飲料無料試飲コーナー 【参加者数】 約3,000人 【補助金額】 平成13年度 400,000円 平成14年度 300,000円 【交付先】 小松町ふるさと祭り実行委員会			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	観光イベント助成事業等			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【名称】 西条まつり 【内容】 石岡神社、伊曾乃神社、飯積神社、嘉母神社の秋の大祭。絢爛豪華な祭りとして知られ、県の内外から多くの観光客が訪れる。 【実施日】 10月14日～17日 （嘉母神社は、体育の日前2日間） 【実施場所】 市内一円 【西条まつり関連主要事業（平成14年度）】 ○観光宣伝事業 ・観光ポスターの作成等 1,220,000円 ・写真コンテスト 220,000円 ○交通規制図の作成 ・作成部数 34,000枚 270,000円 ○環境整備事業 ・ゴミ箱及びごみ集積場の設置等 221,000円 ・仮設トイレの設置等 1,575,000円 ・駐車場等の整備等 3,329,000円 ○西条市平和祭典運営協議会負担金 400,000円	【名称】 秋祭り統一運行 【内容】 だんじりや太鼓台が壬生川駅前通りでかきくらべを行なう 【主催】 東予祭会 【実施日】 10月12日 【実施場所】 壬生川駅前通り 【補助金額】 平成13年度 30,000円 平成14年度 30,000円 【交付先】 東予祭会	〔該当なし〕	【名称】 だんじり統一寄せ 【目的】 地域の活性化に資することを目的とし、町内外からの見物客を集め地域の交流を図る。 【主催】 小松町屋台運営委員会 【実施日】 10月16日(予定) 【実施場所】 小松小学校グラウンド 【内容】 小松町内のだんじりを集め、かきくらべを行う。 【補助金額】 平成13年度 300,000円 平成14年度 300,000円 【交付先】 小松町屋台運営委員会				
【名称】 もみじまつり 【目的】 石鎚山を訪れた観光客等に紅葉のすばらしさをアピールする。 【主催】 西条市観光協会 【実施日】 10月第1日曜日～11月3日 11月3日は法螺大会 【実施場所】 成就 【内容】 期間中に成就で福木、もち投げを行う。 【補助金】 平成13年度 50,000円 平成14年度 50,000円 【交付先】 西条市観光協会							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係	
事 務 事 業 名	観光イベント助成事業等			専 門 部 会 名	産 業 経 済 部 会	分 科 会 名 観光分科会
調 整 方 針						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【名称】 スノーカーニバルIN石鎚 【目的】 親子で雪に親しんでもらい、冬の石鎚のすばらしさをアピールし、リピーターの確保を図る。（平成14年度から実施） 【主催】 スノーカーニバルIN石鎚実行委員会 【実施日】 12月下旬（予定） 【実施場所】 石鎚ピクニック園地 【内容】 そり競争、親子スキー教室、大抽選会、宝探し等 【対象】 親子連れ中心（実績700名） 【補助金額】 平成14年度 3,000,000円 【交付先】 スノーカーニバルIN石鎚実行委員会						
【名称】 武丈公園観桜行事 【内容】 花見にくる人達に対して環境整備のため、ぼんぼりの設置やゴミの収集トイレの清掃等を西条市観光協会に委託している。 【実施日】 4月上旬～4月中旬 【実施場所】 武丈公園 【委託料】 平成14年度 480,000円 【支出先】 西条市観光協会						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係		
事 務 事 業 名	観光ＰＲ事業			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会
調 整 方 針	観光ＰＲ事業については、新市移行後速やかに調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
【名称】 西条市観光ＰＲ事業	【名称】 東予市観光ＰＲ事業	【名称】 丹原町観光ＰＲ事業	【名称】 小松町観光ＰＲ事業	2市2町で事業の取り組み内容が違うことから調整を要する。		新市移行後速やかに調整する。	
【目的】 市の観光を積極的にＰＲし、観光客の誘致に努めるとともに、観光産業を育成する。	【目的】 市の観光を積極的にＰＲし、観光客の誘致に努める。	【目的】 観光地のＰＲ	【目的】 石鎚お山開きの周知及び小松町の観光資源のＰＲ	2市2町で事業費の差異があり、調整を要する。			
【内容】 ・松山空港ロビー展 ・松山空港等への写真広告掲出 ・新聞、観光情報誌等への広告 ・西条まつり写真コンテストの実施 ・観光宣伝用年賀ハガキの作成 ・観光パンフレットの作成及び配布 ・インターネットによる観光ＰＲ	【内容】 ・観光パンフレットの作成 ・本谷温泉ポスターの作成 ・新聞、観光情報誌等への掲載による広告活動 ・市の観光資源（カプトガニ、本谷温泉）入り名刺台紙の作成、無料配布 ・インターネットによる観光ＰＲ	【内容】 ・観光パンフレットの作成 ・観光ポスター作成 ・観光誘導標識の設置	【内容】 ・石鎚お山開き広告宣伝 ・観光ガイド作成 ・観光宣伝用年賀ハガキの作成 ・小松まつりポスター、チラシ作成 ・法螺奉納大会ポスター作成				
【事業費（平成14年度）】 ・松山空港ロビー展 1,554,000円 ・松山空港等への写真広告掲出 1,101,000円 ・観光宣伝用年賀ハガキの作成 545,000円 ・各種観光パンフレット作成 3,709,000円 ・西条まつり写真コンテスト 220,000円	【事業費（平成14年度）】 ・本谷温泉ポスター作成 542,000円 ・観光情報誌等掲載料 800,000円	【事業費（平成14年度）】 ・丹原七夕夏まつりポスター作成 409,500 円 ・観光パンフレット作成 472,500 円	【事業費（平成14年度）】 ・石鎚お山開き広告宣伝 73,500円 ・観光宣伝用年賀ハガキ作成 131,250円 ・小松まつりチラシ作成 37,265円 ・法螺奉納大会ポスター作成 84,000円				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（商工観光関係）の取扱い			細 項 目	商工観光関係												
事 務 事 業 名	温泉施設等維持管理			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	観光分科会										
調 整 方 針	温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。																
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容											
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町														
	【名称】 東予市本谷温泉館 【所在地】 東予市河之内甲494 【目的】 市民の福祉の向上と健康の増進を図り、あわせて市の観光振興に寄与する。 【事業内容】 ・休養と保養の場の提供、余暇の有効利用の促進 ・文化活動その他福祉の向上 ・市民相互の交流活動及び観光振興の促進。 【職員体制】 館長1名（職員）、嘱託員3名、従業員14名（人材派遣会社から派遣） 【運営委員会の設置】 本谷温泉館の適正かつ円滑な運営に資するため、東予市本谷温泉館運営委員会を設置。 ア 委員数及び構成メンバー 10人以内で、市内の公共的団体の代表者及び住民の中から委嘱する。 イ 任期 2年 ウ 報酬 13,000円/年 エ 会議内容 温泉館運営に関すること等 【休館日及び開館時間】 年中無休、営業時間は午前10時から午後9時30分まで 宿泊はチェックイン午後3時、チェックアウト午前10時 【施設利用状況】 平成13年度宿泊客数 3,313人 " 入浴客数 224,994人 平成14年度宿泊客数 3,375人 " 入浴客数 217,209人 【事業費】東予市本谷温泉事業特別会計決算状況 <table><tr><td>区 分</td><td>13年度</td><td>14年度</td></tr><tr><td>歳 入</td><td>89,426,298円</td><td>88,790,900円</td></tr><tr><td>歳 出</td><td>77,038,309円</td><td>76,132,209円</td></tr><tr><td>差 引</td><td>12,387,989円</td><td>12,658,691円</td></tr></table>	区 分	13年度	14年度	歳 入	89,426,298円	88,790,900円	歳 出	77,038,309円	76,132,209円	差 引	12,387,989円	12,658,691円		【名称】 椿温泉こまつ 【所在地】 小松町大字新屋敷乙22番地29 【オープン予定日】 平成15年12月4日	現在は、東予市のみの施設であるが小松町は建設中である。	現行のまま新市に引き継ぐ。
区 分	13年度	14年度															
歳 入	89,426,298円	88,790,900円															
歳 出	77,038,309円	76,132,209円															
差 引	12,387,989円	12,658,691円															

先 例 地 の 事 例

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

- 1 企業誘致条例及び企業誘致事業については、新たに制度を設ける。
- 2 融資制度については、新たに制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。その他の商工業振興事業については、新たに制度を設けるものとする。ただし、三瓶町発行の商品券については、合併時に廃止する。
- 3 観光振興事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 4 観光関連施設については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

〔さぬき市〕

- 1 中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資条例を定め、中小企業融資審査委員会を設置する。
- 2 預託金については、新市において預託金を設ける。
- 3 商工業振興審議会については、新市において新たな商工業振興審議会を設置する。
- 4 資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。
- 5 温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

〔篠山市〕

- 1 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- 2 商店街や商工業者にかかる助成制度については、篠山町の例による。
- 3 地元企業就職奨励金については、現行のとおりとする。
- 4 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

〔東かがわ市〕

- 1 融資については、引田町の例により、新市において調整する。
- 2 企業誘致については、新市において速やかに調整する。

〔江田島市〕

商工観光関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、現行のとおり実施する。
内容等については、新市において調整する。

〔上五島地域5町合併協議会〕

（商工業関係事業）

- 1 商工観光振興事業の奨励、融資、貸付、損失補償、利子補給、補助制度は合併までに調整する。
- 2 商工観光関係事業は、新町に引き継ぎ必要に応じて調整する。
- 3 商工会、観光協会は、合併後速やかに統合できるようその促進について調整を図る。
- 4 観光関連施設は、現行どおり新市に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整する。

（観光関係事業）

観光事業を地域産業として位置づけ、他の産業との相乗効果により、地域の経済の発展に寄与するように計画し、実施する。

〔あさぎり町〕

商工観光関係事業については、商工業の振興と併せ若者の定住促進が図られるよう安定した魅力ある就業の場を確保するため、新町に置いて新たな施策を展開することとする。ただし、

- 1 預託金貸付事業については、新町に引き継ぎ、助成要綱等は新町において制定する。
- 2 中小企業振興助成事業及び商工業振興補助事業については、合併までに関係市町村で廃止し、これらに替わる商工業振興のための助成・補助事業を新たに設置する。
- 3 特定小売商業店舗の事業活動の調査に関する要綱については、関係法律に基づき、新町において新たに制定する。
- 4 農村地域工業等導入促進法に基づく地域指定については、新町に引き継ぐ。
- 5 工場設置奨励条例は、新町において新たに制定する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（都市計画関係）の取扱い			細 項 目	都市計画関係		
事 務 事 業 名	新市都市計画（マスタープラン）			専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会
調 整 方 針	新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後、新たに策定する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市		丹 原 町	小 松 町			
[策定中] 平成16年5月を目標に策定中	東予市都市計画マスタープラン（平成14年3月策定） 【対象区域】 市域全域 【目標年次】 平成32年（中間年次 平成22年） 【将来都市像】 小さくとも心豊かな「自立都市」：瀬戸内東予 (人口規模が小さくとも自立した地域運営が持続的に可能となる地域社会) 【重点目標】 魅力ある都市空間づくり 「壬生川駅周辺及び市役所周辺の県道壬生川丹原線沿い」に商業・福祉・文化・情報サービス施設や快適な住宅地等、多様な施設の集積を進め、魅力ある都市空間の形成を目指す。 少子化・高齢化に対応した生活環境づくり 若者から高齢者までの定住環境、子育て・家事の支援環境、高齢者の交流・就労・生活の支援環境など、少子化・高齢化に対応した生活環境づくりを目指す。 就業の場の創出 商業・サービス業や医療・福祉関連企業の誘致及び育成、地元企業の新分野開拓への支援、臨海部等への企業誘致など、多様な働く場の増大を目指す。 充実した余暇時間が過ごせるレクリエーションゾーンの形成 燧灘・河川・山々を守るとともに、レクリエーションの場や公園・緑地を整備し、充実した余暇時間が過ごせるまちづくりを目指す。 災害に強い都市の形成 耐震・防火建築物・空地の拡大、避難地・避難路の確保、土砂災害防止などにより、安全で安心なまちづくりを目指す。 広域道路・都市内幹線道路等の充実 広域的な国道196号を補完する路線や市内生活幹線道路の整備・充実を目指す。 農林漁業・農村環境の充実と都市との共生 農林漁業における生活基盤の整備・充実と、都市との共生を目指す。 優良農地の保全と都市住民の農地活用、地元農産物集出荷施設の充実、農地・農道・水路などの農業基盤整備、集落の生活環境施設の整備などを目指す。		[未策定]	[未策定]	西条市は策定中であり、丹原町、小松町は未策定である。	新市移行後、新たに策定する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（都市計画関係）の取扱い			細 項 目	都市計画関係		
事 務 事 業 名	都市計画審議会			専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会
調 整 方 針	都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市		東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【目的】 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律100号）第77条の2第1項の規定に基づき、西条市都市計画審議会を設置している。		【目的】 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属された事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させる。	【目的】 同左	【目的】 同左		委員の構成について差異がある。	
【概要】 委員15人以内により構成し、市長の諮問に応じ都市計画に関する下記事項について審議する。 ・本市が定める都市計画に関すること。 ・都市計画について本市が提出する意見に関すること。 ・その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。		【概要】 委員15人により構成し、下記事項について審議等を行う。 ・都市計画法第19条第1項の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。 ・市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 ・都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。 ・その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。	【概要】 委員10人以内により構成し、下記審議事項について審議等を行う。 ・都市計画法第19条第1項の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。 ・町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 ・都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。 ・その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。	【概要】 同左			
【委員の構成】 ・学識経験者（政令第3条第1項） 6人以内 ・市議会の議員（政令第3条第1項） 6人以内 ・関係行政機関及び住民が組織する団体の長（政令第3条第2項） 3人以内（任期2年）		【委員の構成】 ・学識経験者（政令第3条第1項） 5人 ・市議会議員（政令第3条第1項） 5人 ・関係機関及び地元住民（政令第3条第2項） 5人（任期2年）	【委員の構成】 ・学識経験者（政令第3条第1項） 5人 ・町議会議員（政令第3条第1項） 4人 ・丹原町の住民（政令第3条第2項） 1人（任期2年）	【委員の構成】 ・学識経験者（政令第3条第1項） 4人 ・町議会議員（政令第3条第1項） 4人 ・関係行政機関（政令第3条第2項） 2人（任期2年）			
【活動状況】 ・東予広域都市計画道路の変更 ・市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（線引き）の経過報告 ・東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更 ・東予広域都市計画用途地域の変更 ・建築基準法第51条の規定に基づく卸売市場の位置について ・東予広域都市計画臨港地区の変更		【活動状況】 ・東予広域都市計画公園の変更 ・東予広域都市計画区域の市街化区域及び市外化調整区域の変更 ・東予広域都市計画道路の変更 ・東予市都市計画マスタープランの決定	【活動状況】 ・東予広域都市計画用途地域の決定 ・東予広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更 ・東予広域都市計画区域の都市計画道路の変更	【活動状況】 ・東予広域都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の変更 ・東予広域都市計画道路の変更			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（都市計画関係）の取扱い			細 項 目	都市計画関係		
事 務 事 業 名	国土利用計画（市町村計画）			専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会
調 整 方 針	国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、新たに策定する。						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[未策定]	平成6年度策定。 【基本理念】 市土の利用は、土地が現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図る。 【事務手続】 利用区分別現況調査 土地条件調査 土地利用転換等の実態調査 社会・経済の現況等調査 市に関する各種調査の把握 住民の意向の把握 土地利用の分析 将来フレームの検討 計画素案の作成 県との調整 計画案の作成 議会の議決 県への報告 【計画の達成に必要な措置】 土地利用計画に関する法律等の適切な運用 地域整備施策の推進 市土の保全と安全性の確保 環境の保全と市土の快適性及び健康性の確保 土地利用の転換の適正化 土地の有効利用の促進 市土に関する調査の推進及び成果の利用	[未策定]	平成4年度策定。 【基本方針】 町土の利用は、土地が現在及び将来における住民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図る。 【事務手続】 利用区分別現況調査 土地条件調査 土地利用転換等の実態調査 社会・経済の現況等調査 町に関する各種調査の把握 住民の意向の把握 土地利用の分析 将来フレームの検討 計画素案の作成 県との調整 計画案の作成 議会の議決 県への報告 【計画の達成に必要な措置】 国土利用計画法等の適切な運用 地域整備施策の推進 町土の保全と安全性の確保 環境の保全と町土の快適性及び健康性の確保 土地利用の転換の適正化 土地の有効利用の促進 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	西条市、丹原町は策定していない。	新市移行後、新たに策定する。		

都 市 計 画 関 連 法 令 等

都市計画法

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本方針を定めるものとする。

2 市町村長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
（第3項以下省略）

（市町村の都市計画の決定）

第19条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域について都市計画（区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
（第4項以下省略）

（市町村都市計画審議会）

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。
（第2項以下省略）

市町村の都市計画に関する基本的な方針について（都市計画マスタープラン）

産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化等に適切に対応して、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、今日ますます重要となっている。このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える広域的な都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが肝要であり、また、都市整備に関わる総合的な施策の体系を行政内部の運営指針にとどまらず、これを住民に分かりやすいものとして提示することが、住民の理解と参加の下にこれらの施策を進めていく前提としても重要である。

市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)は、以上のような認識の下に、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることを内容とし、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして創設したものである。

国土利用計画法

（市町村計画）

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即するものでなければならない。

3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

4 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第3項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

先 例 地 の 事 例

〔さぬき市〕

- (1) 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- (2) 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに制定する。
- (4) 略

〔対馬市〕

都市計画関係の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、マスタープラン等については、新市において調整する。

〔南アルプス市〕

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町の基本理念に基づいて、新市において策定する。

〔宇摩合併協議会〕

都市計画マスタープラン（都市計画基本構想）、土地利用計画、地域・地区指定については、新市建設計画及び新市において作成される総合計画との整合を図りながら、作成するものとする。

〔仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会〕

- (1) 都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

〔三次市・双三郡・甲奴町合併協議会〕

- 1．都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2．都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- 3．都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

〔七尾・鹿北合併協議会〕

- (1) 都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに、区域見直しのための調査事業を行う。
- (2) 都市計画審議会については、新市において、新たに設置する。
- (3) その他都市計画関係事業に関わる事項については、新市の基本構想や都市計画マスタープランを策定する中で、都市計画審議会の意見を踏まえ調整する。

〔夷隅都市合併協議会〕

都市計画に関する取扱いについては、次のとおりとする。

- 1．都市計画区域等は現行のとおり新市に引継ぎ、合併後新市の総合計画などに基づき計画や区域の設定を検討する。
- 2．市町村マスタープランは合併後新市の総合計画や上位計画に基づき、新たに策定する。
- 3．都市計画審議会は合併後新たに都市計画審議会条例を制定し、設置する。
- 4．略

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(建設事業関係)の取扱い総括表）

協 議 項 目		各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	細 項 目	建設事業関係		
事 務 事 業 名		建設事業関係	専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
項 目		調 整 方 針				
道路の管理等		1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。 4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
公共用地取得事務		公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
公共施設（道路・公園・河川等）里親制度		公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。				
愛媛県がけ崩れ防災対策事業		愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
港湾施設の管理		港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い		細 項 目	建設事業関係		
事 務 事 業 名	道路の管理等		専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針	1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。 4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[市道の整備計画] 【道路プログラムの概要】 道路プログラム及び市総合計画（計画的な都市基盤と都市機能の整備）に基づく事業実施計画により整備を行う。 全体計画 L=13.24km 事業費17,601,000千円 21路線 15年度以降（5年間）の予定事業 路線数 11路線 事業費 4,087,000千円 【市内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 古川樋之口線 事業年度 14年度 事業費 278,920千円 県費補助事業 路線名 市道大町飯岡1号線 事業年度 14年度 事業費 76,400千円 【集落内幹線道路等の整備】 市単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 46箇所 事業費 195,000千円	[市道の整備計画] 【道路プログラムの概要】 道路プログラム及び市総合計画（計画的な都市基盤と都市機能の整備）に基づく事業実施計画により整備を行う。 全体計画 L=12.6km 事業費15,083,000千円 15路線 15年度以降（5年間）の予定事業 路線数 11路線 事業費 6,264,000千円 【市内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 楠浜北条線 事業年度 14年度 事業費 596,000千円 県費補助事業 14年度 なし 【集落内幹線道路等の整備】 市単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 13路線 事業費 52,200千円	[町道の整備計画] 【道路プログラムの概要】 道路プログラム、町総合計画及び町過疎地域自立促進計画に基づく事業実施計画により整備を行う。 全体計画 L=10.0km 事業費2,486,000千円 12路線 15年度以降（5年間）の予定事業 路線数 8路線 事業費 1,442,000千円 【町内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 丹原高知線 事業年度 13年度～16年度 事業費 500,000千円（用地買収済み） 県費補助事業（市町村道関係） 路線名 丹原高知線・柚ノ木線 事業年度 14年度 事業費 27,000千円 県費補助事業（地域環境整備関係） 路線名 池田丹原線・内川久妙寺線 中長野2号線 事業年度 14年度 事業費 30,200千円 【集落内幹線道路等の整備】 町単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 22路線 事業費 104,253千円	[町道の整備計画] 【道路プログラムの概要】 道路プログラム及び町総合計画（計画的な都市基盤と都市機能の整備）に基づく事業実施計画により整備を行う。 全体計画 L=5.9km 事業費3,667,000千円 14路線 15年度以降（5年間）の予定事業 路線数 10路線 事業費 1,545,000千円 【町内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 平成14年度事業 なし 県費補助事業 路線名 大頭南線 事業年度 14年度 事業費 3,100千円 【集落内幹線道路等の整備】 町単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 1路線 事業費 35,000千円	道路プログラム等に基づく事業実施計画について差異がある。	西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い			細 項 目	建設事業関係		
事 務 事 業 名	道路の管理等			専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[道路認定基準] 路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路又は、起点若しくは終点のどちらかが公道に接し、他の一方がこれに準じる道路に接していること。 公共施設の相互間を連絡する道路、又は公共施設と公道を連絡する道路であること。 道路幅員は、原則として4m以上であること。ただし、用途目的によっては、4m未満の道路であっても認める。 路面は良好で民地との境界が明確であり排水施設が整備されているもの、又は排水施設が可能である路線であること。 路面上に公共施設を除く占用物件がない路線であること。 道路の敷地及び構造物を寄付などにより、市に所有権移転ができるものであること。ただし、所有権移転の手続きができないものと認められるものについては、市道として使用することについて所有者等の同意が得られるものであること。 路線の形状は、道路交通の流れに適合するものでその機能を十分果し得ること。 道路の路面及び構造物は、交通上支障のないものであること。 その他、公共の見地から特に市長が適当と認める道路であること。	[道路認定基準] 路線の起点、終点とも国、県道または市道に連絡する道路であること。 相互に集落を連絡する道路であること。 原則として道路幅員は4m以上の道路であること。ただし、用途目的によっては、4m未満でも可。 道路と私有地との境界が明確に整備されている道路であること。 排水施設等の道路付帯施設が整備されている道路であること。 路線上に公共施設を除く占用物件がない道路であること。 私道の場合は、敷地または工作物及び一切の権利を市に寄付する条件の道路であること。 良好な交通状態、快適な居住環境が保持できる適当な間隔を有する道路であること。 東予市の区域内にある道路であること。	[道路認定基準] 認定基準なし、運用は下記による。 起点・終点が公道に接すること。 集落を相互に連絡する道路であること。 集落と主要公益的施設・主要な生産場所を結ぶ道路であること。 原則として道路幅員は4m以上とする。 集落の環境整備に必要な道路であること。 その他町長が必要と認めた道路。 丹原町の区域内にある道路であること。	[道路認定基準] 認定基準なし、運用は下記による。 国道・県道・町道に連結する生活道路。 集落間及び町道等を連結・補完する通学・生活道路。 主要公共施設等へ通ずる道路。 原則として幅員4m以上の道路。 その他町長が必要と認めた道路。 地元負担等によって拡幅改良された主要道路。	内容について差異はない。	西条市、東予市の例を基本に調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い			細 項 目	建設事業関係	
事 務 事 業 名	道路の管理等			専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名 建設分科会
調 整 方 針						
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[開発道路・指定道路引取りに関する基準] 【目的】 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為により西条市内に設置された公共施設（道路施設）を良好に引き取るため。 【概要】 開発行為等の申請時に「公共施設の引き取り基準」に基づき協議を行ない管理予定者との協議経過書に明記する。平成11年4月より検査は県が行なう前に市の担当課が行なう。その後、寄付採納申請により市が引き取る。 【基準】 路線の起点又は終点のどちらか一方が、原則として公道（道路法昭和27年法律第180号第3条に規定する道路をいう。）に接していること。 路線の配置及び形状は、周辺地域の道路事情を考慮するとともに、道路交通の流れに適合するもの、その機能を十分に果たしうるものであること。 開発道路等の路面及び構造物は、道路通行上支障のないものであること。 開発道路等内に占用物件（水道施設、下水道施設及び消防水利施設を除く。）がないこと。 幅員は4.0m以上であること。 路面舗装（表層4cm以上、路盤10cm以上） 路面排水施設が完備されていること。 開発道路等の敷地と他の敷地の境界が、境界鈐の設置等により明示されていること。 必要に応じて、交通安全施設が設置されていること。 その他、特別に検討を要する事由がある場合、別途協議する。 【引取実績】 ・過年度全件数 55件 ・年平均件数 10件	[開発道路・指定道路引取りに関する基準] 【目的】 同 左 【概要】 同 左 【基準】 道路が国、県道または市道に接続している道路であること。 舗装及び道路構造物が良好な状態で整備されていること。 道路内に公物以外の占用物件がないこと。 道路幅員が4.0m以上であること。 道路と私有地との境界が構造物により明確となっていること。 路面舗装（表層4cm以上、路盤7cm以上） 【引取実績】 ・過年度全件数 109件 ・年平均件数 8件	[開発道路・指定道路引取りに関する基準] 【目的】 同 左 【概要】 開発行為等の申請時に「公共施設の引き取り基準」に基づき協議を行ない管理予定者との協議経過書に明記する。検査は県が行ない、その後、寄付採納申請により町が引き取る。 【基準】 路線の起点又は終点のどちらか一方が、原則として公道（道路法昭和27年法律第180号第3条に規定する道路をいう。）に接していること。 路線の配置及び形状は、周辺地域の道路事情を考慮するとともに、道路交通の流れに適合するもの、その機能を十分に果たしうるものであること。 開発道路等の路面及び構造物は、道路通行上支障のないものであること。 開発道路等内に占用物件（水道施設、下水施設及び消防水利施設を除く。）がないこと。 幅員は4.0m以上であること。 路面舗装（表層4cm以上、路盤7cm以上） 【引取実績】 ・過年度全件数 44件 ・年平均件数 1～2件	[開発道路・指定道路引取りに関する基準] 【目的】 同 左 【概要】 開発行為者からの申し出があった場合に、担当課で協議を行い、その後、寄付採納申請により町が引き取る。 【基準】 原則として公道に接していること。 道路内に占用物件の無いこと。 幅員は4.0m以上であること。 路面舗装（表層4cm以上、路盤7cm以上） 道路と民地の境界を明確にすること。 その他、特に町長の認めたもの。 【引取実績】 ・過年度全件数 7件 ・年平均件数 0～1件	引取り基準について差異がある。	西条市の例を基本に調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い			細 項 目	建設事業関係		
事 務 事 業 名	道路の管理等			専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針							
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容	
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[道路維持管理事業] 【概要】 ・主要路線の草刈（業者、個人） ・小規模路面補修（職員） ・大規模路面補修（業者） ・構造物補修（業者） ・植栽管理 【事務手順】 自治会及び住民からの要望・連絡により、維持修繕を行なう。 【道路情報モニター制度】 ・目的 道路行政の適正かつ効率的な運用と安全な道路交通を確保するため、落石、崩土、決壊、冠水、雪害等の道路災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、その状況を迅速かつ的確に把握し、電話その他最も速やかに連絡し得る方法により、市建設課に報告する。 ・概要 (大保木) 東之川 (加茂) 荒川 西之川 千町 浦山 中之池 松の木 市之川・丸野 8地区 8名をモニターとして設置	[道路維持管理事業] 【概要】 ・主要路線の草刈（業者、個人、シルバー人材センター） ・小規模路面補修（職員、業者） ・大規模路面補修（業者） ・構造物補修（業者） ・自治会等に原材料（レミファルト）の支給 ・植栽管理 【事務手順】 同 左 [該当なし]	[道路維持管理事業] 【概要】 ・主要路線の草刈（業者、自治会） ・小規模路面補修（職員） ・大規模路面補修（業者） ・構造物補修（業者） ・自治会等に原材料（レミファルト）の支給 ・植栽管理 【事務手順】 同 左 [該当なし]	[道路維持管理事業] 【概要】 ・主要路線の草刈（自治会） ・小規模路面補修（業者） ・大規模路面補修（業者） ・構造物補修（業者） ・自治会等に原材料（レミファルト）の支給 【事務手順】 同 左 [該当なし]	事業の内容に差異はない。 			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い			細 項 目	建設事業関係	
事 務 事 業 名	公共用地取得事務			専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名 建設分科会
調 整 方 針	公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事 務 事 業 の 現 況					課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
【事業用地の買収】 用地買収依頼により用地買収事務全般を行う。 【事業の手順】 用地買収依頼書により、法務局で土地調査（地積、抵当権、枝番等） ↓ 税務署 事前協議 ↓ 用地交渉 ↓ 契約 ↓ 登記、土地・補償金の支払い 登記完了後30日以内に支払うが、物件移転が伴う場合は移転完了確認後に支払う。ただし、家屋移転等を伴う場合は5割の前金払いを行う。 【単価決定】 市の買収事例及び県、国の基準地、公示価格を参考に決定する。 不動産鑑定士との協議、不動産鑑定評価を参考に決定する。	【事業用地の買収】 用地取得依頼のあった起業地の用地補償事務を行う。 【事業の手順】 工事計画の地元説明会 ↓ 用地立会 ↓ 土地・補償調査 ↓ 用地交渉 ↓ 登記申請 ↓ 土地・補償金の支払い 登記完了後30日以内に支払うが、物件移転が伴う場合は移転完了確認後に支払う。ただし、家屋移転等を伴う場合は7割の前金払いを行う。 については、用地取得依頼課が行う。 【単価決定】 東予市用地対策連絡協議会において決定する。なお協議事案については、事前に幹事会において審査・協議し、その結果を協議会に報告する。 [東予市用地対策連絡協議会] 1.協議事項 用地買収単価の決定、市有財産の譲渡価格の決定 2.組織 会長 助役 副会長 収入役 委員 教育長、総務部長、福祉保健部長、産業経済部長、建設部長、教育委員会管理部長 [幹事会] 1.組織 議長 監理課長 幹事 財政課長、農業土木課長、建設課長、都市計画課長、学校教育課長 【用地交渉】 東予市が取得する用地補償については、すべて監理課が交渉を行う。（各戸訪問又は集団による交渉） 契約締結（契約書、請求書、送金依頼書、登記承諾書、印鑑登録証明書交付申請承諾書） 【税務協議】 用地取得依頼課が事前協議を行う。	【事業用地の買収】 事業採択になった起業地の用地補償事務をする。 登記事務は企画財政課で行う。 【事業の手順】 工事計画の地元説明会 ↓ 用地立会 ↓ 土地売買契約 ・各戸に訪問し用地交渉 ・契約書・請求書等（担当者作成） ・嘱託登記事務等（企画財政課） ↓ 土地・補償代金支払 登記完了後に用地費を全額支払、補償費については物件等除去後に確認し、支払う。 【単価決定】 県の基準地の単価を参考に、各課協議の上決定する。 【用地交渉】 建設課用地係で行う。 交渉案件によっては、地元自治会（区長）の協力を得る。 【税務協議】 担当で事前協議書を作成し、協議する。	【事業用地の買収】 事業採択になった起業地の用地買収補償事務をする。 登記事務は総務課にて行う。 【事業の手順】 工事計画の地元説明（担当課） ↓ 用地立会 ↓ 土地売買契約 ・各戸に訪問し用地契約 ・契約書、請求書、登記承諾書（用地担当者作成） ・嘱託登記事務等（総務課作成） ↓ 土地・補償代金支払 契約後内金（5割以内）支払、登記後残額を支払う。（金額などにより内金がない場合もある。） 補償費については、物件等除去確認後に支払う。 【単価決定】 町用地検討委員会により決定する。（国、県公示価格など取引事例を参考にする。） 【用地交渉】 用地担当者と事業担当者及び地元世話人により交渉を行う。 【税務協議】 用地担当者が事前協議書を作成し、税務署と協議する。	移転補償金の支払い等に差異がある。 <		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目		各種事務事業（建設事業関係）の取扱い		細 項 目		建設事業関係																																																													
事 務 事 業 名		公共施設（道路・公園・河川等）里親制度		専 門 部 会 名		建設部会	分 科 会 名	建設分科会																																																											
調 整 方 針		公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。																																																																	
事 務 事 業 の 現 況				課 題		具体的な調整内容																																																													
西 条 市		東 予 市						丹 原 町		小 松 町																																																									
該当なし		とうよ・アダプト・プログラム（里親制度） 【趣旨】 市にとって重要な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設において、ボランティアで環境美化活動を行う個人又は団体を募り、市民と行政が互いに協力し、環境美化意識の高揚と、快適で美しい地域環境づくりを推進する。 【概要】 里親となった個人又は団体が、市内の道路、公園、河川などの公共施設において自ら活動する区域を定め、空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集、除草、草花の植栽、情報の提供（道路等の破損、樹木の損傷、不法投棄等）等の活動を行う。 【実施状況】 <table><tr><td>里 親 名</td><td>人数</td><td>場 所</td><td>活 動 内 容</td></tr><tr><td>東予学園</td><td>66</td><td>市道楠浜北条線（約100m）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>三芳老人クラブ</td><td>16</td><td>市道楠浜北条線（約100m）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>道前育成園</td><td>73</td><td>市道楠浜北条線（約100m）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>ボランティアふたば会</td><td>24</td><td>市道楠浜北条線（約100m）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>三芳東地区自治会</td><td>18</td><td>市道楠浜北条線（約100m）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>花いっぱい三芳会</td><td>22</td><td>市道楠浜北条線（約100m）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>東予希望の家</td><td>103</td><td>市道楠浜北条線（約100m）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>四国電力壬生川営業所</td><td>15</td><td>市道楠浜北条線（四国電力前約1k m）</td><td>散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>咲くやこの花会</td><td>2</td><td>市道北川右岸線（旭染織株付近約70m）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>村上 美佐子</td><td>1</td><td>楠甲337番地2地先農道（約70m）</td><td>散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>花を愛する兄弟会</td><td>4</td><td>市道楠浜北条線（円海寺橋花壇）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>東予市ソフトテニス連盟</td><td>62</td><td>東予市運動公園（入口花壇）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr><tr><td>楠河GG愛好会 花の会</td><td>35</td><td>東予市運動公園（入口花壇）</td><td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td></tr></table>		里 親 名	人数	場 所	活 動 内 容	東予学園	66	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	三芳老人クラブ	16	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	道前育成園	73	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	ボランティアふたば会	24	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	三芳東地区自治会	18	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	花いっぱい三芳会	22	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	東予希望の家	103	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	四国電力壬生川営業所	15	市道楠浜北条線（四国電力前約1k m）	散乱ごみの収集	咲くやこの花会	2	市道北川右岸線（旭染織株付近約70m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	村上 美佐子	1	楠甲337番地2地先農道（約70m）	散乱ごみの収集	花を愛する兄弟会	4	市道楠浜北条線（円海寺橋花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	東予市ソフトテニス連盟	62	東予市運動公園（入口花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	楠河GG愛好会 花の会	35	東予市運動公園（入口花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	該当なし		該当なし		東予市のみ市独自の里親制度がある。		東予市の例により調整する。	
里 親 名	人数	場 所	活 動 内 容																																																																
東予学園	66	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
三芳老人クラブ	16	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
道前育成園	73	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
ボランティアふたば会	24	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
三芳東地区自治会	18	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
花いっぱい三芳会	22	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
東予希望の家	103	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
四国電力壬生川営業所	15	市道楠浜北条線（四国電力前約1k m）	散乱ごみの収集																																																																
咲くやこの花会	2	市道北川右岸線（旭染織株付近約70m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
村上 美佐子	1	楠甲337番地2地先農道（約70m）	散乱ごみの収集																																																																
花を愛する兄弟会	4	市道楠浜北条線（円海寺橋花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
東予市ソフトテニス連盟	62	東予市運動公園（入口花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																
楠河GG愛好会 花の会	35	東予市運動公園（入口花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																																

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	細 項 目	建設事業関係		
事 務 事 業 名	愛媛県がけ崩れ防災対策事業	専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針	愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
【県事業】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業補助（事業費の3/4以内） 【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業（県補助事業）補助事業費の12.5%を市が負担 12.5%を地元負担 （西条市がけ崩れ防災対策事業実施要領） （参考） 事業要望箇所及び実施箇所 なし	【県事業】 同 左 【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業（県補助事業）地元負担分を全額市が負担（事業費の25%） （参考） 事業要望箇所及び実施箇所 なし	【県事業】 同 左 【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業（県補助事業）地元負担分を全額町が負担（事業費の25%） （参考） 事業要望箇所及び実施箇所 なし	【県事業】 同 左 【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業（県補助事業）補助事業費の10%を町が負担 15%を地元負担 （小松町がけ崩れ防災対策事業負担金徴収条例） （参考） 横峰地区がけ崩れ防災工事 L = 15m アンカーN = 5 平成14年度で終了 9,877千円（事業費） 平成13年度事業費 13,441千円	愛媛県がけ崩れ防災事業（県補助事業）において、地元負担に差異がある。	西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	細 項 目	建設事業関係		
事 務 事 業 名	港湾施設の管理	専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針	港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				
事 務 事 業 の 現 況				課 題	具体的な調整内容
西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[1 港湾施設の管理] 【根拠】 港湾施設管理委託契約書 【概要】 愛媛県港湾管理条例に基づき、海岸保全施設を除く港湾台帳記載の港湾施設の管理。 【業務内容】 ・岸壁の日常的な管理(パトロール、受付、調整)は、港湾管理事務所で対応。 ・清掃、航路等灯浮標点検、管理事務所警備等は、委託により対応。 ・施設修繕に関しては、地方局建設部と協議の上、県単独港湾局部改良事業として要望・実施。 市H14予算額：工事費 200千円、修繕料 350千円 ・台風時等港内漂着ごみ清掃 市H14予算額：賃金 600千円、借上料 800千円 【管理費全体額】 21,750千円（13年度） 【県単独港湾局部改良負担金額】 24,900千円（13年度）	[1 港湾施設の管理] 【根拠】 港湾施設管理委託契約書 【概要】 愛媛県より委託された、海岸保全施設を除く港湾台帳記載のほとんどの港湾施設の管理。 【業務内容】 ・各岸壁(付帯施設を含む)の日常的な管理は各港務所で対応。他施設については本庁で対応。 ・施設修繕に関しては、規模により土木事務所と協議の上、市施工分を決定。 (市施工基本上限額 1件400千円) 修繕料 800千円（14年度、水門・樋門分含む） ・臨港道路等除草作業 作業用賃金647千円、借上料577千円等(14年度) ・台風時等のゲートの開閉等 【管理費全体額】 18,399千円（13年度） 【局部改良負担金額】 89,396千円(13年度)	[該当なし]	[該当なし]	港湾施設の管理体制が異なる。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
[2 港湾管理事務所の業務] 【概要】 ・西ひうち岸壁にある港湾管理事務所（平成8年度建築、9年度から移転）には、嘱託職員1名（市OB）、臨時職員1名が常駐。（勤務時間は本庁と同じ） 人件費 月額 435千円 ・土、日、祝祭日は、シルバー人材センターに委託。 ・12月31日～1月3日までの間は職員はいない。 【業務内容】 ・1日2回(午前・午後)の港湾施設の巡回パトロール。 ・港湾施設使用料の計算、納付書の発送。 ・港湾施設使用料の現金徴収。 ・使用許可申請書の受付及び申請の催告。 ・入港船舶の係留場所の調整。 ・占使用料徴収報告書の作成。（決裁、送付は本庁） ・港湾統計調査（月報、年報等）の作成。エクセルへのデータ入力。（決裁、送付は本庁） ・東予港(西条地区)管理協議会の事務局。（総会、役員会、先進地視察、港湾清掃、会計等） ・市との連絡調整（1日1回本庁へ立寄）	[2 港務所の業務] 【概要】 ・壬生川、北条、中央各港務所に1名づつ業務委託職員が常駐。 (土、日、祝祭日適宜対応) 委託料 月額 449.5千円(3名合計) 【業務内容】 ・エプロン等施設の清掃及び巡回パトロール。 ・施設使用料(入港料・係船料・貨物通過料)の現金徴収 (現金徴収以外は港務所等の報告により本庁で担当) ・入港申請書の受付及び許可。 ・入港船舶の係留場所の調整。 ・港湾統計調査票の作成。（月報、年報集計作業は建設課で担当） ・野積場使用許可、使用料徴収については本庁で対応。 ・市との連絡調整（月3回本庁へ立寄）	[該当なし]	[該当なし]		
[3 港湾施設の使用許可] 【概要】 入港申請、野積場使用申請許可等 【業務内容】 ・港湾施設使用許可申請は、港湾管理事務所で受付。 ・野積場使用許可は本庁で対応。（決裁、許可書送付） ・利用形態等で調査調整が必要なものは、本庁対応。	[3 港湾施設の使用許可] 【概要】 入港申請、野積場使用申請等の許可等 【業務内容】 ・使用者よりの申請を受け許可書を発行する。 ・入港申請関係事務は基本的に港務所で行う。 ・新規業者等、施設利用形態や貨物の種類等について事前に調査が必要な場合は、本庁で業者と事前協議の上、決定後港務所で対応。	[該当なし]	[該当なし]		

建設関係法令等

東予市用地対策連絡協議会

（目的）

東予市が買収する公共事業等の用地確保を円滑にする。

（職務）

- 1．用地買収に伴う価格の決定に関すること。
- 2．市有財産の譲渡に伴う価格の決定に関すること。
- 3．用地買収に伴う関係各課の協力に関すること。
- 4．その他会長が特に必要と定める事項。

（会議）

会議には次の資料をもとに算出した案を提出する。

- 1．銀行評価は2銀行の資料（ただし、農地の場合等で必要ないと認めるときは省略することが出来る）
- 2．固定資産の評価資料
- 3．行政機関（国、県、市）及び私人の売買事例の資料
- 4．標準地公示価格の資料
- 5．その他補助事業等で必要な場合は不動産鑑定士の評価資料
- 6．位置図（1/2500）

西条市がけ崩れ防災対策事業実施要領

（費用の負担）

- 第3 公共的施設にその被害がおよぶおそれがある場合は、事業費総額から県費補助金を差引いた残額を市が負担するものとする。
- (2) 公共的施設がなく民家のみに被害が及ぶ場合は、その事業費の12.5パーセント以内を各受益者において負担するものとし、市は事業施行前に受益者負担の寄付採納を受け事業を施行する。

小松町がけ崩れ防災対策事業負担金徴収条例

（負担金の額）

- 第3条 負担金の総額は、県の補助金の交付の対象となる当該事業に要する経費のうち、県から交付を受けた補助金の額を除いた額の範囲内において、小松町長（以下「町長」という。）が別に定める。
- 2 各受益者が負担する負担金の額は、その土地の受益の割合等を考慮して町長が定める。

愛媛県港湾管理条例

（市町村が処理する事務）

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、県が管理する港湾の存する市町村が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。

- (1) 港湾法第37条第1項の規定に基づく許可に関する事務
- (2) 第3条第1項の規定に基づく許可に関する事務
- (3) 第4条第1項に規定する行為の取締り及び同条第2項の規定に基づく処分に関する事務
- (4) 第5条の規定に基づく使用の許可及び変更の許可に関する事務
- (5) 第5条の規定に基づく占用の許可及び変更の許可の申請の受付並びに当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (6) 第8条及び第9条の規定に基づく使用に対する必要な措置に関する事務
- (7) 第9条の2及び第10条の規定に基づく占用料、使用料及び土砂採取料の徴収並びに当該徴収に係る占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みに関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの

（管理の委託）

第15条の2 港湾施設（前条ただし書に規定する港湾施設を除く。）の管理は、当該港湾の存する市町村に委託する。

2 知事は、前条7号の規定により市町村が徴収した占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する金額を、当該港湾の存する市町村に、港湾施設の維持管理費として交付する。

第15条の3 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、知事が定める港湾施設の管理を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の3に規定する法人に委託することができる。

先 例 地 の 事 例

〔高吾北地域合併協議会〕

- １．略
- ２．道路維持管理については、合併後に統一の方向で調整する。
- ３．用地買収については、国庫補助事業は買収するものとし、林道事業及び単独事業については原則無償提供とする。
- ４～６．略

〔常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会〕

- １．町道・村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、維持管理に努めるとともに、路線区域については、新市において調整する。
- ２～４．略
- ５．建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き新市において実施するものとする。

〔東かがわ市〕

- （１） 略
- （２） 町道は、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- （３） 建設関係町単独事業(道路整備事業補助、建設事業分担金、急傾斜地崩壊防止対策事業分担金)については、合併時に廃止し、新市において検討する。
- （４）～（６） 略

〔さぬき市〕

- （１） 町道、港湾関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- （２） 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- （３） 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- （４） 略

〔千曲市〕

現市道・町道は新市の市道として位置付ける。

道路整備・原材料支給については更埴市・戸倉町の例により実施する。

〔宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会〕

建設関係事業については、道路、河川等の整備及び適切な維持管理に努めるとともに、生活環境の向上を図るための事業を推進します。

- （１） 略
- （２） 略
- （３） 市町道については、現行のまま新市に引き継ぎます。
認定区分については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整します。
認定基準については、新市移行後、速やかに調整します。
- （４） 道路の維持管理については、宮津市の例により調整します。
ただし、道路の除草（伐採）及び側溝清掃については、新市移行後、実態を考慮し実施します。
- （５） 略
- （６） 略

〔周南市〕

- （１） 市町道等の管理等
市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の３区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
市町道認定基準について
２市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については、市道とする。
認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
生活道路について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱い
は、当分の間現行のとおりとする。

〔修善寺町外３町合併協議会〕

- （１） 町道及び河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、市道認定基準及び河川認定基準を合併後、新たに作成し、合併後５年以内に道路台帳及び河川台帳の再編を行う。
- （２） 建設（港湾）関係事業については、計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。
- （３）～（７） 略